平成２２年（フ）第３２５７号
福岡県糟屋郡宇美町原田４丁目12番４号
債務者　野入まゆみ
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３２７３号
福岡市博多区東那珂３丁目２番３―603号、住民票上の住所福岡市東区水谷２丁目34番７号
債務者　一本道こと　吉永　直彦
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３１９号
福岡県太宰府市水城３丁目５番10―205号
債務者　百武　　孝
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３６７号
福岡市城南区東油山１丁目４番12号
債務者　半田　信之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３３７７号
福岡市中央区六本松４丁目６番35―403号
債務者　中村　秀之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４５７号
福岡県糟屋郡宇美町大字宇美3593番地グリーンヒルズＡ202号
債務者　中島　朋嗣
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６６号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目２番16―103号
債務者　立川登志秀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４６８号
福岡市南区長丘２丁目15番５―502号
債務者　瀧下加奈子（旧姓草本）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４７７号
福岡市東区香椎５丁目36番14号
債務者　竹内　由紀
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４８５号
福岡県春日市天神山４丁目173番地アムールクレスト103号
債務者　岩上　智美（旧姓中道）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９１号
福岡市博多区春町１丁目６番10号
債務者　岡田　　透（旧姓田川）
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３４９２号
福岡市博多区春町１丁目６番10号
債務者　岡田　治美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５０９号
福岡県古賀市米多比1642番地26
債務者　前田　　希
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第３５１１号
福岡県太宰府市通古賀３丁目７番18―401号
債務者　山下　裕治
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２号
福岡県福津市勝浦555番地の２
債務者　永島惠美子
1　決定年月日時　平成23年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６号
福岡市東区若宮５丁目３番31―701号
債務者　仲　　美穂
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３１号
福岡市中央区西公園10番10号
債務者　永田　克吉
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第３８号
福岡市早良区原２丁目14番26号
債務者　森　　幸枝
1　決定年月日時　平成23年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで
福岡地方裁判所第４民事部